

高齢者の人権とインターネットによる人権侵害

令和6年1月28日 新才区人権学習会
丹波市人権啓発センター 神澤

みなさん、こんばんは。
丹波市役所 人権啓発センターの神澤と申します。

本日は、新才の人権学習会にお呼びいただきありがとうございます。
事前に新才区からお配りしていただきましたチラシのとおり、人権課題の紹介、それから、
高齢者の人権とインターネットによる人権侵害をテーマに学習していきたいと思えます。
どうぞよろしくお願ひいたします。

人権について

▶ 人権とは？

一人の人間として尊重され、能力、個性が発揮できる
幸せに暮らせる権利
生まれながらにして持っている権利 など

▶ どうして人権学習をするのか？

一人ひとりの人権が尊重された社会の実現を目指して

まずは、“人権”について考えてみましょう。人権ってなんなんでしょうか。一人ひとりが、「ひとりの人間として尊重され、能力や個性を発揮し、幸せに暮らせる権利」、「生まれながらにして持っている権利」などいわれています。

既に権利として持っているのに、どうして人権について学習をする必要があるのでしょうか。

私たちは、生活するうえで、地域、職場、家庭など様々な場所で、色々な人とつながりが生まれ、そうした社会の中で生きています。

私たちは、一人ひとり、色々な考え方や思い、価値観などを持っていて、一人ひとり違いますので、

みんなが能力や個性を発揮して、幸せに暮らすためには、

相手の立場になって考える、思いやりの心を持つこと、つまり、相手の人権を尊重することが大切です。

人権尊重の視点を持って、日々のコミュニケーションや地域の活動などを行うことが、住みやすい地域、人権が尊重された社会へとつながります。

しかしながら、昨今では、社会情勢が目まぐるしく変化していて、人権問題は複雑、多様化している状況です。

こうしたことから、地域の人権学習会などを通じ、一人ひとりが人権について理解を深めることが必要となっています。

では、現代社会にどのような人権問題があるか、見ていきましょう。8つ紹介させていただきます。

①同和問題（部落差別）

【同和問題（部落差別）を解消しよう】

- ▶ 結婚・交際、就職・職場における差別など
- ▶ 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）



まず1つ目は、同和問題（部落差別）です。
同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別によって、
国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられ、
今なお日常生活の中で様々な差別を受けているという日本固有の人権問題です。
具体的には、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を
反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりすることなどであり、
2016年に施行された「部落差別解消推進法」では、今なお部落差別が存在して
いるとされています。

②女性の人権

【女性の人権を守ろう】

- ▶ 男女共同参画社会
- ▶ 配偶者・パートナーからの暴力
- ▶ セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント



二つ目は、女性の人権についてです。

我が国では、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、

今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化等により生じた新たな課題、例えば、家庭や職場における男女差別、

職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント、配偶者やパートナーからの暴力など、男女共同参画社会の実現を妨げる人権侵害が生じています。

セクシュアルハラスメントというのは、皆さんご存知かもしれませんが、相手の意に反する性的な言動により職場環境が悪化したり、性的な言動を受けた個人の対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えられたりすることで、マタニティハラスメントというのは、妊娠や出産等を理由とする不利益な扱いのことをいいます。

また、配偶者などからの暴力は、婦げんかなどと受け止められてしまうこともあって表面化しにくく、また加害者に罪の意識が薄いという傾向があります。

③子どもの人権

【子どもの人権を守ろう】

- ▶ いじめや体罰、児童虐待、児童ポルノ
- ▶ 権利の主体として最大限に尊重
- ▶ 子どもの権利条約、こども基本法



三つ目としまして、子どもの人権です。

子どもを取り巻く環境は、いじめ、体罰、虐待など深刻な状況にあります。いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性が逮捕されるなど、痛ましい事案が後を絶ちません。

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた「子どもの権利条約」では、

子どもの人権として「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」の4つの権利が守られるべきだと示されています。

令和5年4月施行の「こども基本法」では、こども施策を総合的に推進する6つの基本理念が定められており、

こうした視点をもって、子どもの人権について学習していただければと思います。

④高齢者の人権

【高齢者の人権を守ろう】

- ▶ 高齢者に対する虐待
- ▶ 認知症高齢者



4つ目は、高齢者の人権です。

高齢者に対し親族などが暴力をふるう、暴言を吐く、無視をする、財産を無断で処分する、介護・世話を放棄するなどの、高齢者に対する虐待が問題になっています。虐待の要因は様々ですが、家庭内で起きる虐待では介護の負担やストレスが虐待の大きな要因となっています。

また、高齢化が急速に進む日本では、認知症の患者数も年々増加している状況で、認知症高齢者に関係した出来事や問題が、マスコミなどで取り上げられています。

⑤障がいのある人の人権

【障がいを理由とする偏見や差別をなくそう】

- ▶ 様々な社会的障壁・偏見や差別意識
- ▶ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）



続いて5つ目は、障がいのある人の人権です。
障がいのある人が、地域の一員として日常生活や社会生活を送ろうとするとき、
様々な社会的障壁があるだけでなく、
障がいのある人に対する偏見や差別意識等もあります。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法では、
「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」などの差別を解消するための内容や支援策が定められています。

⑥外国人の人権

【外国人の人権を尊重しよう】

- ▶ 就労や住宅などでの差別
- ▶ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）



6つ目は、外国人の人権です。

日本に入国する外国人は長期的に増加傾向にあり、外国人をめぐっては、言語、宗教、習慣などの違いから、様々な人権問題が発生しています。

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの事案や、外国人に対するヘイトスピーチが問題となっています。

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々に対して著しく侮辱したり、地域社会から排除したりしようとする差別的言動のことです。

このような中、平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、ヘイトスピーチ解消法が施行されています。

⑦インターネットによる人権侵害

【インターネット上の人権侵害をなくそう】

- ▶ プライバシーの侵害
- ▶ 差別的な表現の書き込み



7つ目として、インターネットによる人権侵害です。インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷、無責任なうわさ、個人の名誉やプライバシーの侵害、差別的な書き込みの掲載や拡散など、人権にかかわる様々な問題が発生しています。

SNSで、特定の個人を対象とした誹謗・中傷、同和問題や外国人、障がいのある人等に関する差別的な表現の書き込み、個人情報の掲載などによるプライバシーの侵害など、インターネット上での人権を軽視した行為が大きな問題となっています。
また、インターネットを通じた誘い出しにより未成年者が性的被害や暴力行為に遭うなどの犯罪に巻き込まれるという事例も多く発生しています。

⑧性的マイノリティの人権

【性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう】

- ▶ 性自認・性的指向
- ▶ LGBT
- ▶ パートナーシップ宣誓制度



最後に性的マイノリティの人権についてです。

性的マイノリティというのは、LGBTなどの同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人のことをいいます。

マイノリティというのが、少数者という意味になるんですが、

「異性を愛するのが普通だ」や「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」と考えている人からみて少数者という意味です。

去年の6月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」、いわゆるLGBT理解増進法が施行されている状況ですが、

性自認や性的思考を理由とした差別・偏見に苦しんでいる性的マイノリティの方は少なくありません。

こうした中、全国的に性的マイノリティに対する社会的理解が深まり、誰もが自分らしく生きていくことができるよう

パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体が増えています。丹波市も令和5年4月からこの制度をスタートしています。

高齢者の人権－高齢者虐待①

【高齢者虐待とは？】

- ▶ 身体的虐待（暴行、リハビリの強要など）
- ▶ 介護・世話の放棄・放任（食事や飲み物を与えないなど）
- ▶ 心理的虐待（怒鳴る、意図的に無視をするなど）
- ▶ 性的虐待（本人が同意していない性的な行為）
- ▶ 経済的虐待（年金や現金の無断使用、土地などの無断売却）



さて、8つの人権課題について簡単に紹介させていただきましたが、ほかにも法務省が定めている人権課題があります。例えば、感染症に関連する偏見や差別、犯罪被害者やその家族に対する偏見や差別など、先に紹介した8個の人権課題を含めると、全部で17個あります。

今日は、新才区の方で事前にアンケートを取っていただいております、その結果として、高齢者の人権・インターネットによる人権侵害についてみなさんの関心が高かったようですので、今日はこの2つ題材を学習会のテーマとさせていただきます。

まずは、高齢者の人権からみていきましょう。最初に人権課題で説明した中でもふれていましたが、高齢者の人権を考えたとき、高齢者虐待が問題となっています。こういったものが高齢者虐待になるかといいますと、まずは、身体的虐待、暴行やリハビリの強要、それから外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為です。続いて、介護・世話の放棄・放任は、食事や飲み物を与えない、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を怠ることを言います。3つ目は、心理的虐待、怒鳴る、無視する、嫌がらせなどで精神的に苦痛を与

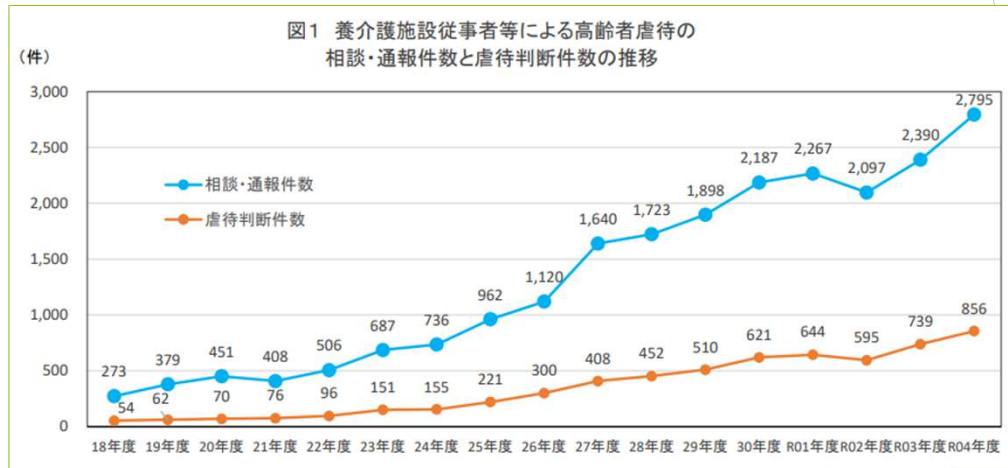
えることです。

4つ目は、性的虐待です。これは、本人が同意していない性的な行為やその強要のことをいいます。

最後に経済的虐待です。年金や現金の無断使用、土地などの無断売却がこれにあたります。

高齢者の人権－高齢者虐待②

【高齢者虐待は増えている？】



令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

続いて、高齢者虐待の件数を見てみましょう。

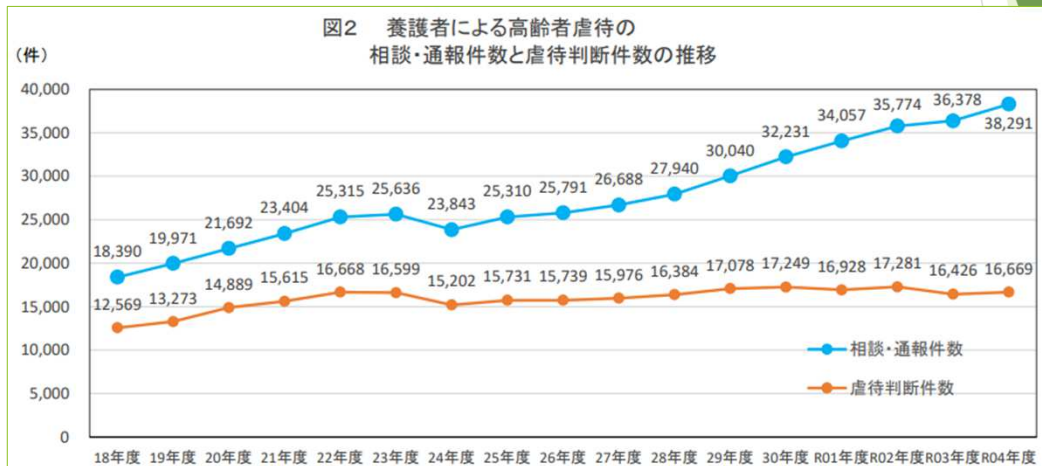
こちらのデータは、令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果で、厚生労働省が実施しているものとなります。

まずこれが、養介護施設従事者等による高齢者虐待相談・通報件数と虐待判断件数の推移となっています。

相談・通報件数、虐待判断件数ともに増加していることがわかります。

高齢者の人権 – 高齢者虐待③

【高齢者虐待は増えている？】



令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

続いて、養護者による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移となります。

養護者というのは、養介護施設従事者など以外の高齢者を介護・世話をする立場にある家族や親族のことを言います。

さて、そうした養護者の虐待件数についてですが、虐待判断件数は、横ばいとなっていますが、相談・通報件数は、増加している傾向にあります。

ちなみにですが、虐待の種別としては、養護者による被虐待高齢者の総数17,091人のうち、最も多かったのが、身体的虐待で、65.3%。続いて、心理的虐待39%、介護・世話の放棄・放任が19.7%と続いています。

高齢者の人権－高齢者虐待④

【事例から考えてみましょう】



人権啓発ビデオ「虐待防止シリーズ」高齢者虐待

さて、高齢者虐待についての種別や現況を簡単に説明させていただきましたので、
人権啓発ビデオをご覧ください、この事例から考えてみましょう。

高齢者の人権－高齢者虐待⑤

【事例から考えてみましょう】

- ▶ なぜ、気づかないまま高齢者虐待は悪化してしまうのでしょうか？養護者、通報者の心理を考えてみましょう。

- ▶ 高齢者虐待を防止するためにはどのようなことが大切でしょうか？また、高齢者虐待を発見した時はどうしますか？

ビデオの方が良かったでしょうか。高齢者虐待が発生し、主人公の小野さんが人権擁護委員に相談するというお話でした。解説の日本高齢者虐待防止センター理事の梶川さんは、高齢者虐待は隠蔽性が高いと話されていましたね。

さて、ビデオをご覧いただきましたので、ワークに入りたいと思います。まず一つ目は、「なぜ、気づかないまま高齢者虐待は悪化してしまうのでしょうか？養護者、通報者の心理を考えてみましょう」です。そして、二つ目は、「高齢者虐待を防止するためにはどのようなことが大切でしょうか？また、高齢者虐待を発見した時はどうしますか？」です。
●分ほどシンキングタイムを設けますので、考えてみてください。

高齢者の人権－高齢者虐待⑥

【まとめ】

- ▶ 養護者が孤立しないようにすることが大切
- ▶ 日頃から近所付き合いを大事にする
- ▶ 相談先・通報先を知る
- ▶ 介護サービスについて知る

様々なお意見ありがとうございます。

さて、高齢者虐待の最後にまとめに入りたいと思います。

まず1つ目、高齢者虐待の発生要因では、介護疲れや介護ストレスが多いことから、養護者が孤立して一人で抱え込んでしまわないようにすることが大切です。

続いて2つ目は、日頃から近所付き合いを大事にするです。付き合いがあることで高齢者虐待の早期発見につながるがあります。

そして3つ目は、相談先・通報先を知っておくことです。動画の中では、人権擁護委員に相談され、市役所と連携して対応にあたられていましたね。虐待かどうかなかなか判断が難しいと思われるかもしれませんが、市役所の介護保険課や地域包括支援センターなどの通報・相談先は、通報や相談を受けた後、虐待かどうかを判断するためにしっかりと情報収集、事実確認を行うこととなっています。

最後に4つ目です。介護は、心身ともに負担がかかることが多いですので、使える介護サービスや相談先を知っておくことが大切です。

本日、丹波市の地域包括支援センターのチラシをお配りしていますので、本日学習会に来られなかった方にも共有していただければと思います。

インターネットによる人権侵害①

【インターネットによる人権侵害とは？】

- ▶ 個人に対する誹謗中傷、ネットいじめ
- ▶ 個人情報への無断掲載
- ▶ リベンジポルノ、児童ポルノ

など

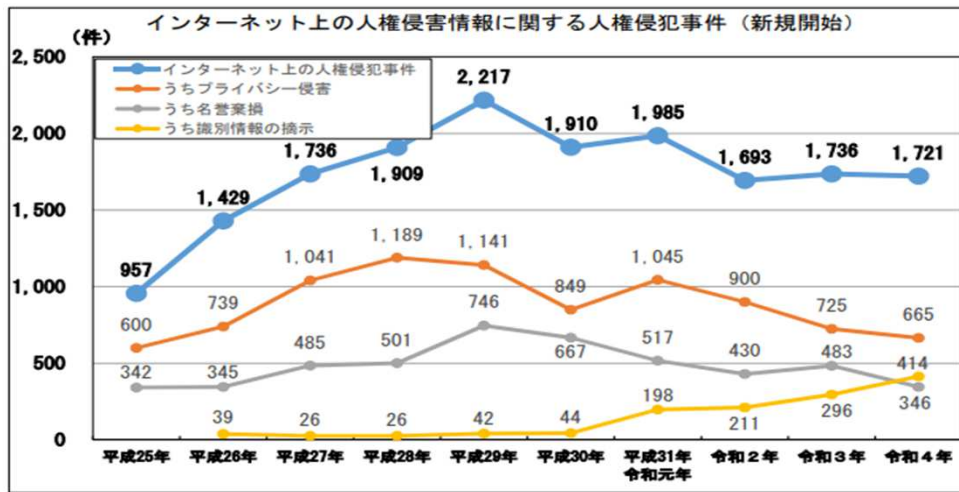


さて、続いては、もう一つのテーマであるインターネットによる人権侵害です。近年、スマートフォンの普及などにより、インターネットに触れる機会が大変多いかと思えます。そうしたインターネットに関連して、人権侵害が起きています。

どのような内容か、【インターネットによる人権侵害とは？】をご覧ください。一つ目は、個人に対する誹謗中傷、それから学生などに多いネットいじめです。匿名で悪口や差別的な内容を書き込んだりすることで、人の心を深く傷つけ、時には命にかかわるほど深刻な事態に陥ることもあります。そして、二つ目は、個人情報の無断掲載です。無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどをインターネットに公開することです。そして、三つ目は、リベンジポルノ、児童ポルノです。児童ポルノは、児童の性的搾取なんて言ったりもしますね。リベンジポルノは、元交際相手などの性的な画像などを、相手の同意を得ることなくSNSやインターネット掲示板に公表する行為です。

インターネットによる人権侵害②

【インターネットによる人権侵害の件数は？】



インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（新規開始）法務省

では、インターネットによる人権侵害の状況はどうなっているのでしょうか。これは、法務省の「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯人権」です。

今から10年ほど前の平成25年では、インターネット上の人権侵犯事件は957件でしたが、令和4年では、1,721件と1.7倍ほど

増えています。また、識別情報の摘示についても令和元年から増えています。識別情報の適示というのは、特定の地域を同和地区であると指摘するような書き込みや投稿がこれにあたります。

インターネットによる人権侵害③

【事例から考えてみましょう】



**人権啓発ビデオ 「インターネットと人権
～加害者にも被害者にもならないために～」**

さて、インターネットによる人権侵害の概要を説明させていただきましたので、またこのテーマに関するビデオを見て、設問を考えていきたいと思います。それでは、「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」をご覧ください。

インターネットによる人権侵害④

【事例から考えてみましょう】

- ▶ インターネット上の危険から身を守るためにはどのようなことに気を付ければよいでしょうか？

- ▶ インターネット上のトラブルにあったときにはどうすればいいでしょうか？

動画の内容はいかがだったでしょうか。撮った写真が無断で掲載されてしまい、トラブルに巻き込まれるお話でした。

今回の事例から、「インターネット上の危険から身を守るためにはどのようなことに気を付ければよいでしょうか？」、

もう一点、「インターネット上のトラブルにあったときにはどうすればいいでしょうか？」の2点についてお考えください。

シンキングタイムを●分設けますので、それから意見交換に移りたいと思います。

インターネットによる人権侵害⑤

【まとめ】

- ▶ 誹謗中傷や差別的な内容を書き込まないようにする
- ▶ 安易に不確かな情報を流さない、信じないようにする
- ▶ 写真等を投稿する時は、個人情報に気を付ける
- ▶ 相談先を知る、知識を深める

最後にインターネットによる人権侵害⑤のまとめに移りたいと思います。
まず一つ目、誹謗中傷や差別的な内容を書き込まないようにする。書き込みをした向こう側には、見る人がいて、深く傷ついてしまうかもしれないので、誰かを傷つけていないか、投稿する前に立ち止まってみる事が大切です。
そして二つ目は、安易に不確かな情報を流さない、信じないようにするです。場合によっては、名誉棄損などにつながることもありますし、不確かな情報を簡単に信じてしまうことも危険です。
そして三つ目、写真等を投稿する時は、個人情報が含まれていないか気を付ける必要があります。
最後に四つ目、相談先を知る、知識を深めるです。本日、法務省が作成している「インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内」をお配りしています。
インターネット上でトラブルにあったときにどこへ相談すればよいか、書いてありますので、ご活用いただければと思います。

さて、本日は、高齢者の人権それからインターネットによる人権侵害についてお話させていただきました。
しかしながら、冒頭でもお話しましたとおり、人権課題は他にもたくさんあり、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりには、やはり、学び続けることが大切ですので、来年度もまたこうして人権学習会にお越しいただき、

学びを深めていただければということをお伝えして、説明を終わりたいと思います。
ご清聴ありがとうございました。